

令和7年度 横浜市医療局病院経営本部 行政職員採用試験 受験案内

横浜市立市民病院、横浜市立脳卒中・神経脊椎センター等で
勤務する行政職員を募集します。

<募集職種>

【医療局病院経営本部 行政職員】

病院総合事務

◆第一次試験日 令和7年8月2日（土）

※ 集合時刻、場所（横浜市内）等の詳細については、申込者に交付する受験票で指定します。

◆申込方法 インターネットによる電子申請

※ 事前に横浜市電子申請・届出システムへの登録が必要です。

※ 郵送による申込受付は行っておりません。

（別紙「申込方法」をご確認ください。）

◆申込受付期間 令和7年6月13日（金）10時00分から 令和7年7月11日（金）17時00分まで

（7月11日（金）17時00分までに横浜市電子申請・届出システムに到達したものまで有効）

採用試験に関するお問い合わせ先

横浜市医療局病院経営本部人事課 行政職員採用担当

TEL：045（671）4822 / FAX：045（664）3851

MAIL：by-comesaiyo@city.yokohama.lg.jp

採用情報 HP URL

（<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/byoin/saiyo/co-medical-saiyo/gyousei-saiyo.html>）

採用試験に関する情報や合格発表の確認、受験案内等のダウンロードができます。

地震等の非常時やお知らせがある場合は採用情報ページにてお知らせします。

（次の二次元コードからもアクセスできます。）



I 試験区分、採用予定人員及び職務概要

試験区分	採用予定人員	職務概要
医療局病院経営本部 病院総合事務	若干名	病院運営に係る事務(病院の経営改善・業務改善に関する施策の企画・立案・調整業務、診療報酬請求に伴う分析・精度管理業務、委託業者の管理業務、医業収入確保に係る企画・立案・調整業務、施設基準届出関連業務、診療情報管理業務、院内システム管理業務、地域連携業務、庶務・人事・労務業務等)

※ 採用予定人員については、現時点における予測に基づくもので、変更する場合があります。

※ 勤務地は横浜市立市民病院、横浜市立脳卒中・神経脊椎センター又は横浜市役所(医療局病院経営本部)です
(勤務地の選択はできません)。

2 受験資格

試験区分	受験資格(年齢、資格・免許など)
医療局病院経営本部 病院総合事務	<p>次の①又は②のいずれかに該当する人</p> <p>① 令和8年4月1日時点で 20 歳以上 31 歳未満の人(平成7年4月2日から平成 18 年4月1 日までに出生した人)</p> <p>② 令和8年4月1日時点で 31 歳以上 62 歳未満の人(昭和 39 年4月2日から平成7年4月1 日までに出生した人)で、病院等における職務経験を直近7年(平成 30 年7月1日から令和7年6 月 30 日まで)の間に5年以上有しており、当該職務経験について書類での証明ができる人</p> <p>【職務経験について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「病院等における職務経験」には、病院における診療報酬請求・診療情報管理・地域医療連携・庶務・人事・労務等の職務経験、地方公共団体・財団法人・社団法人・NPO法人等における医療に関する職務経験又は民間企業における病院への医薬品・医療機器等の販売、経営支援、病院情報システム支援等の職務経験等が該当します。 ・「5年以上」とは、それぞれの企業・団体等で休憩時間を除き、週 30 時間以上の勤務を2年以上継続し、これらの経験が通算で5年以上であることを要します(同時に複数の企業・団体等に勤務していた場合は、いずれか一方の勤務期間のみを職務経験とします)。 ・職務経験の確認のため、申込時に在職証明書をご提出いただきます。在職証明書での証明ができる期間については、上記職務経験に含めないものとします。

- (1) 試験の途中で、受験資格がないことが明らかになった場合は、その後の試験を受験できません。合格している場合は、合格を取り消します。
また、採用後に受験資格がないことが明らかになった場合は採用を取り消します。
- (2) 外国籍の人で採用されるのは、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び「特別永住者」の人です。
- (3) 次の(ア)、(イ)に該当する人は受験できません。
- (ア) 地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当する者
- 地方公務員法(抜粋)(欠格条項)
- 第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。
- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (イ) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)
- (4) 経験年数の計算方法について
- (ア) 年数及び月数の計算方法について
- ・年数は、勤務及び活動を開始した日(起算日)から翌年の起算日に応当する日の前日(応当前日)までを 1 年として計算します。
(例) H31.2.1～R3.1.31 → 2 年
 - ・月数は、起算日から翌月の応当前日までを 1 月として計算します。
(例) H30.7.16～R6.6.15 → 5 年 11 月
- ※起算日が 30 日又は 31 日で、2 月末まで勤務していた場合は、2 月末日を応当前日とみなします。
(例) H30.7.31～R4.2.28 → 3 年 7 月
- ・勤務及び活動を終了した月において、応当前日より前に勤務及び活動が終了していた場合は、その月の前月の応当前日までの月数を計算し、残りの日数は切り捨てます。ただし、残りの日数が 30 日になる場合は 1 月として計算します。
(例) H30.10.30～R3.5.23 … 2 年 6 月 + 24 日 → 2 年 6 月
- (イ) 育児休業と産前産後の休業の取扱いについて
- ・育児休業期間は、継続して勤務、活動している期間及び職務経験には含めることができません。
 - ・H30.7.1～R7.6.30までの間に育児休業を取得した期間がある場合は、起算日を育児休業期間の分だけ、さかのぼることができます。
(例) H30.11.1 から H31.10.31 の 1 年間育児休業を取得 → H29.7.1 にさかのぼって勤務及び活動経験を算入できます。
 - ・産前産後の休業期間は、継続して勤務、活動している期間及び職務経験に含めることができます。
※産前産後の休業とは、労働基準法第 65 条に基づくものをいいます。

3 試験の日程及び合格発表

	日程	合格発表日・発表方法
第一次試験	令和7年8月2日（土） 論文（90分） ※ 集合時刻・場所（横浜市内）の詳細等は受験票で指定します。	令和7年8月19日（火）14時00分 横浜市医療局病院経営本部のホームページ上に合格者の受験番号を掲載します。また、合格者へは文書でも通知します。
第二次試験	令和7年8月26日（火）、27日（水） いずれか一日を指定（予定） 第一次面接 ※ 集合日時・場所（横浜市内）の詳細等は第一次試験合格者に通知します。	令和7年9月上旬（予定） 横浜市医療局病院経営本部のホームページ上に合格者の受験番号を掲載します。 また、合否に関わらず受験者全員へ文書でも通知します。
第三次試験	令和7年9月中旬（予定） 第二次面接 ※ 集合日時・場所（横浜市内）の詳細等は第二次試験合格者に通知します。	令和7年9月下旬（予定） 横浜市医療局病院経営本部のホームページ上に合格者の受験番号を掲載します。 また、合否に関わらず受験者全員へ文書でも通知します。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響等により、試験日程等が変更になる場合があります。
変更がある場合は、医療局病院経営本部行政職員採用情報のホームページで随時お知らせします。

4 一次試験の内容

試験科目	内 容
論文	市立病院の経営・運営等に関すること、その他医療分野に関連する社会情勢について、与えられた課題に対する記述式の論文（字数1,000字程度）

5 合格者の決定及び配点

- (1) 第一次試験の合格者は、「論文」の結果により決定します。
- (2) 第二次試験の合格者は、「第一次面接」の結果により決定します。
- (3) 第一次試験及び第二次試験の結果を下表に示した点数を満点として換算し、第三次試験の結果と総合して決定します。

	論文	第一次面接	第二次面接	総合
第一次試験	200			200
第二次試験		300		300
第三次試験	20	60	300	380

6 給与及び休暇等

(1) 給与

試験区分		毎月決まった支給 ※1	支に勤 給応務 じ実 ※2た績
医療局病院経営本部 病院総合事務	大学卒（4年制）	253,924円	
	短大卒（2年制）	231,188円	

令和7年4月現在の新規卒業者の初任給は、上記のとおりです。採用前に職歴等がある場合には、一定の基準に基づいてこの額に加算されます（※3）。

※1 毎月決まって支給される給与…給料、地域手当

※2 勤務実績に応じて支給される給与…超過勤務手当など

※3 採用前に職歴等がある場合には、規程に基づき、給料等が加算されます。

この他、住居手当、通勤手当、扶養手当等を該当者に支給します。

*昇給…原則年1回

*期末・勤勉手当…令和6年度実績 年間 4.60 月分

(2) 休暇

年次休暇（年間20日間）、介護休暇及び介護時間

特別休暇（リフレッシュ休暇、結婚休暇、出産休暇、配偶者の出産休暇、病気休暇、生理日休暇、育児時間、子の看護等休暇、服忌休暇、社会貢献活動休暇（ボランティア休暇）、男性職員の育児参加休暇、出生支援休暇など）

(3) 育児休業、育児短時間勤務、部分休業

(4) 共済組合の各種給付・保険・年金制度及び保養施設割引制度あり

上記は、「横浜市医療局病院経営本部職員の給与に関する規程」などに基づき支給されます。

また、採用されるまでに規程などの改正が行われた場合は、その定めるところによります。

7 その他

- (1) 申込書記載事項が正しくないことが明らかになった場合は、合格を取り消します。
- (2) 採用の時期は、原則として令和8年4月となります。状況により本人の同意を得て、それ以前にも採用される場合があります。
- (3) 合格から採用までの間に、採用にふさわしくない非違行為等があったときは、採用されない場合があります。
- (4) 問題は活字印刷文による出題となります。
- (5) この試験において提出された書類は、一切返却いたしません。
- (6) 受験に際して医療局病院経営本部が収集する個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的への使用は一切いたしません。ただし、採用者の個人情報は、人事情報として使用いたします。
- (7) 障害等のため受験上の配慮を必要とされる方は、必ず申込時に電話・E-mail等でご相談ください。
- (8) 第一次試験の結果については、「横浜市個人情報の保護に関する条例」第6条の規定により口頭で開示請求することができます。事前に医療局病院経営本部人事課まで電話連絡のうえ、受験者本人が直接来庁してください。
なお、その際に本人確認を行いますので、第一次試験で配布する受験番号カードを持参してください。

開示請求ができる人	開示内容	開示場所など
第一次試験不合格者 (本人に限る)	・当該試験の総合順位 ・試験科目の得点及び合格点	開示期間:試験の合格発表日から2週間 開示場所:医療局病院経営本部人事課(横浜市役所17階) 開示時間:8時45分から17時00分まで(土日祝を除く。要予約。) ※第二次試験及び第三次試験不合格者には、不合格通知に開示内容と同様のものを記載して送付します。

※それぞれの試験で棄権された方には、試験結果を開示することはできません。

- (9) 第二次試験及び第三次試験不合格者には、不合格通知に当該試験の総合順位、試験科目の得点及び合格点を記載します。
- (10) 年齢・経験に関わらず「職員I」として採用されます。
(参考) 昇任段階は、職員I～IIIの三つに分かれており、その中で職員I(市職員として必要不可欠な基礎的能力・知識を身につけるとともに、着実に業務を遂行し、新しい視点で職場の活性化に取り組む。)として採用されます。